



令和3年度コミュニティ助成事業 《宝くじ社会貢献広報事業》

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

一般財団法人自治総合センターは、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る活動に助成をすることで、地域社会の発展と住民福祉の向上に寄与しています。

【助成の対象】

自治会・町内会などのコミュニティ組織、自主防災組織など。

【助成する事業】

1. 一般コミュニティ助成事業

対象：コミュニティ活動に必要な設備の整備に関する事業。

助成額：100万円～250万円

例：地区公民館の会議テーブル・椅子などの購入

3. 地域防災組織育成助成事業

対象：防災活動に必要な設備や資機材の整備に関する事業。

助成額：事業区分により30万円～200万円

例：消火訓練用放射器具・AEDトレーナーなどの整備

2. コミュニティセンター助成事業

対象：地域の集会施設の建設または大規模修繕に関する事業。

助成額：事業費の5分の3以内、上限1,500万円まで。

例：地区公民館の建設・大規模修繕

4. 青少年健全育成助成事業

対象：スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動など、主に親子で参加するイベントに関する事業。

助成額：30万円～100万円

例：親子スポーツ大会など

* 上記は令和2年度の制度内容であるため、変更になる場合があります。

* 詳細な要件やほかの事業メニューについては、一般財団法人自治総合センターのHPをご確認ください。

消費生活センターだより

問 松浦市消費生活センター ☎内線 180 直通 72-1861

「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」からの 封書による架空請求は無視してください！

【相談事例】

『法務省管轄支局 国民訴訟通達センター』と名乗る機関から封書が届きました。開けてみると、『総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』という書面が入っていました。そういった請求をされる覚えもないので、架空請求だと思うが、無視した方が良いか？という相談が消費生活センターに寄せられています。

【助言】

- 『法務省管轄支局』と名乗っていますが、法務省とは一切関係ありません。
「連絡がない場合は、不動産物の差し押さえを強制的に履行する。」など不安にさせる文言も記載されていますが、封書（書面）が届いても絶対に連絡しないでください。
- 正式な裁判手続きでは、訴状は『特別送達』と記載された裁判所名入りの封書で直接手渡すことが原則となっており、郵便受けに届くことはありません。
- 裁判所からの通知か見分ける方法については法務省のホームページで紹介されています。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。



【定住・移住サポート情報】

～まつうら暮らしを応援しています～

住宅取得

定住奨励金

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

住宅取得者【新規転入者】

【対象者】 令和2年4月1日以降に、新規転入者（本市に転入前3年以上他の市区町村に住んでいた人）で転入した日から5年以内に住宅を取得した人

交付内容	
(1) 市内業者による新築【A型】	(2) 中古住宅取得【B型】
単身世帯 ：一律 60 万円 単身以外の世帯 ：一律 100 万円 （同居する中学生までの親族1人あたり10万円の加算）	単身世帯 ：一律 20 万円 単身以外の世帯 ：一律 30 万円 （同居する中学生までの親族1人あたり10万円の加算）

住宅取得者【市内在住者】

【対象者】 令和2年4月1日以降に、松浦市内在住者で新たに住宅を取得した人

交付内容	
(1) 市内業者による新築【A型】 ※建替は除く	(2) 中古住宅取得【B型】
単身世帯 ：一律 30 万円 単身以外の世帯 ：一律 50 万円 （同居する中学生までの親族1人あたり5万円の加算）	単身世帯 ：一律 10 万円 単身以外の世帯 ：一律 15 万円 （同居する中学生までの親族1人あたり5万円の加算）

就職・引越

新生活応援奨励金

区分	ふるさと就職奨励金	新生活	
対象者	令和2年4月1日以降に就職又は転入した人 ※Uターン者は、市外居住の期間が1年以上の人に限り		
	学校卒業又は転入から1年以内に就職した新規学卒者又はUターン者（松浦出身者）	転入と同時に民間賃貸住宅を賃貸借契約したUターン者 ※公的賃貸住宅、事業所の社宅又は寮及び三親等以内の親族所有の住宅を除く	
年齢	45歳未満	45歳未満	45歳以上 65歳未満
金額 (地域振興券)	15万円（就職又は転入から1年経過後に交付）	1世帯あたり最大30万円 (5年間の分割交付)	1世帯あたり最大15万円 (5年間の分割交付)

※令和2年3月31日までに①住宅を取得した人、②就職・結婚・転入した人についても、受給できる場合があります。制度の詳細など、お気軽にお問い合わせください。